

パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方

【全体的な評価に関するもの】

コメントの概要
<p>本監督指針は、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点が体系的に整理されており、監督上必要なものが全て盛り込まれたことにより、銀行自身にとっても使いやすいものとなったほか、行政指導等を行う際の留意点等も整理、明確化されるなど、透明性向上の観点からも評価している。(第二地方銀行協会)</p>
<p>監督指針案策定の基本的姿勢は、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立にあり、業界が主張してきた方向に向けた第一歩として評価する。(全国信用金庫協会)</p>
<p>今回の監督指針(案)では、早期是正措置や早期警戒制度のような財務的な側面のみならず経営管理が評価項目に加えられており、総合的な監督指針の名にふさわしいものとする。また、当該指針(案)に盛り込まれた評価項目は、すべてごくあたりまえのものであり、金融機関にとって過重な負担となるものではないといえる。(個人・監査法人勤務)</p>

【全般に関わるもの】

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)は、中小・地域金融機関の関連項目以外について規定されることとなる(23 監督指針の位置付け)」とあるが、従来の事務ガイドラインと本監督指針の関係・位置付けの明示、廃止となる箇所、引き続き適用される箇所等の考え方を明示されたい。(全国銀行協会)</p>	<p>中小・地域金融機関に係る監督事務については、現行事務ガイドラインより全て監督指針へ移行し、事務ガイドラインからは当該項目を削除することとしております。</p> <p>改正後の事務ガイドラインは、主要行等に関し、中小・地域金融機関と共通する事項について、当監督指針と同様の取扱いをする旨規定するとともに、長信銀、信託銀行、異業種参入に係る項目を存置することとし、暫定的にその体系を残すこととします。</p> <p>なお、監督指針については、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図るため、評価項目毎に着眼点を整理し直し、現行事務ガイドラインの構成を大きく変えており、新旧対照表を作成することは困難です。代替措置として監督指針の様式・参考資料編の中に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の各項目の改訂状況」を示しているため、こちらをご参照下さい。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>本監督指針の制定にあたり、事務ガイドラインや金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）について改訂がある場合には、パブリックコメントに付して頂きたい。（全国銀行協会）</p>	<p>監督指針は、中小・地域金融機関の監督事務を直接担当する財務局の職員宛の通達として発出されるものであり、内容としても行政庁内部の事務処理手続や監督上の着眼点を盛り込んだものであることから、従来のガイドラインと同様、必ずしもパブリックコメント手続が求められる性格のものではないと認識しています。しかしながら、今回の監督指針は、中小・地域金融機関に関する総合的な監督体系を確立するものであり、監督行政に与える影響も大きいと考えられることから、パブリックコメントを募集したものです。</p> <p>今後、監督指針の改正についてパブリックコメント手続を実施するかどうかは、個々の改正内容に応じ判断して参ります。</p>
<p>本監督指針にも様々な制度変更が適切に反映されるよう、パブリックコメントの実施等により銀行界の意見を十分に踏まえたうえで検討頂きたい。</p> <p>具体的には、2006 年末より導入予定の新 B I S 規制において「第 2 の柱 監督上の検証」が盛り込まれることとなるが、各種報告やヒアリング等の重複により、銀行側の対応および監督事務の効率が低下しないよう、新 B I S 規制と本監督指針について十分な整合性を確保して頂きたい。</p> <p>また、現在、金融審議会 金融分科会 特別部会等において検討が行われている個人情報保護への対応については、金融機関において速やかかつ適切な態勢整備が可能となるよう、本監督指針の関連項目等に、個人情報の取扱基準や管理態勢整備の留意点等に関するミニマムスタンダードを盛り込んで頂きたい。（全国地方銀行協会）</p>	<p>同上。</p> <p>なお、新 B I S 規制については、6 月末にバザール銀行監督委員会から公表される新 B I S 規制案を受けて、今後新 B I S 規制の国内実施の詳細について検討していく中で、新 B I S 規制と監督指針の整合性の確保についても配慮していきたいと考えております。</p> <p>また、個人情報保護への対応については、個人情報保護法が制定されたことを踏まえて金融分野において、さらにどのような追加的なルールが必要か、また必要な場合にそのルールをどのような形式で措置すべきか等を含めて、現在、金融審議会等において御議論いただいているところであり、その結果等を踏まえて適切に対処致します。</p>
<p>今後、主要行向けにも同趣旨の監督指針を策定する予定はあるのか。（全国銀行協会）</p>	<p>主要行については、金融再生プログラム等に基づき平成 1 7 年 3 月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向け健全化に取り組んでいるところであり、主要行向けの総合的な監督指針は、こうした不良債権問題が正常化</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
	<p>した段階で、新たに導入される新B I S規制等の導入も睨みつつ、策定することが適当であると考えています。</p> <p>このため、主要行等向けの総合的な監督指針については、平成17年6月を目途に策定する予定です。</p>
<p>金融庁の担当課室および各財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の監督事務を行うこととされているが、「監督部局間における連携」、「検査部局等との連携」の各項目に規定されているとおり、日常の監督と検査の検証・指導が同一の着眼点・基準に基づき行われるよう、金融庁と各財務局間の趣旨の徹底、認識の共通化を要請したい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>実効性ある監督を実現するためには、関係職員の共通認識の確保と理解の徹底を図ることが重要です。このため、監督指針の策定に当たり監督上の評価項目や事務処理上の留意点等を体系的に整理し、事務に必要な情報を極力集約したオールインワン型とするなど、分かりやすさや利便性への配慮といった工夫を行うとともに、パブリックコメント公表後、全国の各財務局において、担当職員を対象とした説明会を実施し、その周知徹底を図っているところです。</p> <p>今後も、更に、職員に対する各種研修など、あらゆる機会を通じて監督指針の理解の徹底を図って参ります。</p>
<p>活用に際しては、本監督指針に基づく監督上の評価・対応が財務局の職員によって異なることがないように、本監督指針の考え方が職員に徹底されたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>
<p>「基本的考え方」にも記載しているように、金融機関の自主的な努力の尊重と十分な意思疎通の確保は、監督運営にあたっての極めて重要な基本的理念である。従って、監督当局においては、この基本理念が十分に機能しているかどうかといった観点から、運営の適切性に関する自己評価・検証を常に行われるようお願いする。(全国信用金庫協会)</p>	<p>監督指針の内容については、各種研修等の機会を通じて職員への周知徹底を図ることとしております。</p>
<p>監督指針案策定の試みは、地域金融機関の個性を尊重するものであり、これで終わりにすることなく、監督当局の自己評価・検証に加え、信用金庫との意思疎通を図りながら、体系の不断の見直しを常に視野に入れてご検討頂きたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「多面的」「総合的」な評価軸（着眼点）が、あまりにも財務の視点に偏りすぎている。</p> <p>監督指針案は、当該地域金融機関の持続可能性を総合的に評価するものであるとしたならば、財務の視点についてことさら多面性をもたせるのではなく、監督指針案の大きな評価軸の一つである「地域貢献評価軸」にあるように、持続可能性の有無を決する非財務の視点での評価軸の充実が必要である。</p> <p>しかし、非財務の視点での評価軸は金融機関の自己責任の領域に監督当局が立ち入ることにもなりかねないことから、その運用に当たっては慎重かつ金融機関の自主性を尊重した上で、金融機関との十分な意思疎通の確保が求められる。（全国信用金庫協会）</p>	<p>御意見の趣旨については、監督指針の中に十分盛り込まれていると考えており、職員に対する各種研修等の機会を通じて監督指針の理解の周知徹底を図ることとしております。</p>
<p>監督指針案は「多面的」な評価軸で「総合」してみていくということだが、それぞれの評価軸の関係、各評価軸で評価した結果が、どのように総合的に評価されるのかという点が不明確であり、明確化すべきと考える。（全国信用金庫協会）</p>	<p>多面的な評価に基づく監督をどのように総合的に行っていくかを予め明確化することはその性質上困難であることをご理解願います。</p>
<p>行政の透明性、客観性を向上させる観点から、金融機関を評点等によりクラス分けし、検査、監督の効率性・実効性を高めることに活用すべきである。外部格付が重要視される中、当局による評価の影響は大きいと考えられるもののデメリットよりもメリットのほうがはるかに大きいと思われること、また、あくまでも当局と金融機関においてのみ共有される情報とし、原則、非公開とすれば風評リスク等を回避できるものと考えられること、さらに当局による監督が相当程度均質化されていると考えられること、等から、この機会に評点制度をご検討頂きたい。（個人・監査法人勤務）</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>当局の検査・監督は中小・地域金融機関の将来的姿を想定しつつ行われるべきである。リレーションシップバンキングのプログラムで示された地域経済再生のために地域金融の在り方（ソフト面）をハード面でどう構築していくか</p>	<p>金融機関の経営方針、経営戦略については、トップヒアリングや総合的なヒアリングを通じて把握して参ります。また、リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況については、アクションプログラム及び監督指針</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
も検査と監督におけるモニタリングのひとつの柱とすべきである。(個人)	に沿って半期毎にフォローアップを実施して参ります。

【個別項目に対するもの】

基本的考え方

- 1 金融監督に関する基本的考え方

コメントの概要	コメントに関する考え方
「 -1-2(4) 効率的・効果的な監督事務の確保」において「金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定する」とあるが、報告の重複を避ける等、運用面での徹底を要請したい。 (全国地方銀行協会)	報告を求める場合は、その必要性を含め、十分検討して参ります。また、監督指針の内容については、研修会等の機会を通じて、職員への周知徹底を図っていくこととしています。
「 基本的考え方」に、次のような趣旨の記載を織り込まれることを強く期待する。 - 1 - 2 (3) の「自主的な努力を尊重するよう配慮」とあるが、「自主的な努力を尊重しなければならない」とすべきである。 (理 由) 自己資本比率が健全性の基準を満たしていたとしても、監督上の一定の関与を行い、早期発見早期改善の効果をより確かなものにするという監督指針策定の趣旨は理解できる。しかし、そのために、金融機関の自主的な努力の尊重が害されることは、本来の目的から逸脱することになる。つまり、「配慮」ということになると、金融機関の自主的な努力の尊重よりも監督上の対応のほうが優先されると捉えられかねない。(全国信用金庫協会)	銀行法第1条(目的)第2項において、「この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう『配慮』しなければならない」と規定されていることを踏まえて、このような表現を用いており、変更の必要はないと考えます。
「 基本的考え方」に、次のような趣旨の記載を織り込まれることを強く期待する。 - 1 - 2 (4) の後に「 - 1 - 2 (5) 効率的・効果的な監督運営の確保」を設ける必要があると考える。 『中小・地域金融機関の監督にあたっては、それぞれの地域経済環境を踏まえた運営が望まれる。』 (理 由) 自己資本比率規制でも同じ問題提起がされてい	地域の経済環境は区々であり、その状況が中小・地域金融機関の経営に大きな影響を与えることは理解できますが、信用秩序の維持、預金者等の保護等の観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保を目的とする金融監督行政の趣旨に照らすと、当該金融機関を取り巻く経済環境の違いによって、適用すべき基準を変更することは適当ではないと考えます。

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>るように、監督運営によってもプロシクリカル現象（景気増幅要因）が発生するおそれがある。（全国信用金庫協会）</p>	
<p>金融検査マニュアルにおいては、「マニュアルの適用にあたっては、…金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果ある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。」とされているが、本監督指針においては、</p> <p>- 1 - 2 金融監督に当たっての基本的考え方「(3) 金融機関の自主的な努力の尊重」で「…金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するように配慮しなければならない。」とされている。この基本的考え方の「自主的な努力を尊重する」は、金融検査における、いわゆるプロセスチェックというスタンスを意味するものか、どうかお示し頂きたい。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>監督行政を遂行していく上で、担当職員が心得るべき基本的な考え方を示したものであり、ご指摘のようなプロセスチェックを直接指すものではありません。</p>
<p>顧客との接点である現場の従業員の金融マン意識が近時、萎縮、虚弱化しているのはトップ(本部)方針の迷いからくる過度な朝令暮改とその消化不良によるものと思われる。加えて、営業より管理の時代という錯覚を与えている人事政策にも依る。萎縮組織は疑心暗鬼、告げ口組織となり陰鬱な職場になる。検査、監督に当たってはこれらの情報収集も必要なのではないか。（個人）</p>	<p>一般論として、当局は、入手したあらゆる情報について、法令に照らして問題があると認められる場合には、法令に則り適切に対応することとなります。</p>

- 1 経営管理

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする」とあるが、内部監査部門の機能、業務を踏まえ、<u>「経営管理の状況等」</u>は「<u>経営管理に対する内部監査の実施状況等</u>」と修正すべきである。（全国銀行協会）</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （修正前） 必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し<u>経営管理の状況等</u>についてヒアリングを実施することとする。 （修正後） 必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、<u>内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問</u></p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
	<p>題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>
<p>監督指針案「 - 1 - 2 主な着眼点」では、金融審議会報告を引用し、『『創業者一族による長期経営・・・』等の指摘がなされていることに留意するものとする』としている。</p> <p>これまで破綻した事例のなかでは、創業者一族による長期経営等と内部統制の負の効果との間に相当因果関係があったのかもしれないが、全ての事例にあてはまるとは言い得ない。</p> <p>従って、監督指針案としては、当該記載は適切ではないと思われる。全ての事例にあてはまる着眼点としては、監督指針案に記載されている内部統制に係る事項で十分である。(全国信用金庫協会)</p>	<p>当庁としても創業者一族による長期経営等であることのみをもって経営管理に問題があるとの認識は有していません。</p> <p>なお、金融審議会報告書において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らか」等の指摘がなされており、こうした指摘を踏まえ経営管理の有効性を検証することが必要と考えております。</p>
<p>オンサイトでもオフサイトでも「金融機関との意思疎通の確保」が肝要であり、特にトップとの意思疎通が重要。相対的にガバナンスが弱い反面、対監督のための加工された、自己陶酔的な、その場限りのパフォーマンス的には優れている経営の真実を結果との照合において不的確なきように監督する必要がある。従業員との意思疎通が欠如している自覚なき「過度なワンマン経営」はあらゆるリスクの温床である。トップの在任期間、後継者の育成についてもヒアリング項目である。(個人)</p>	<p>金融機関の経営者に対し経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識等をヒアリングするトップヒアリングを通じて金融機関トップとの意思疎通の確保に努めています。そのほか、総合的なヒアリングや内部監査ヒアリングを通じ、あるいは検査結果通知のフォローアップ等通常の監督事務を通じて経営管理の有効性について検証していくこととしています。</p>
<p>ワンマン経営は取締役会の無力化と共存している。商法上の形式的な取締役会議事録だけではなく貴重な情報収集源として討議された実質的な議事録の開示が求められるべき。特に、トップ・取締役会に求められているのが人事政策における公平性である。人事考課、処遇等についてのフィードバックの在り方、人事と士気昂揚の状況についても監督すべきではないか。(個人)</p>	<p>監督当局としても、取締役会において実質的な議論がなされるとともに、その討議された内容を確認できるよう記録するよう求めているところです。なお、人事考課、処遇等については、基本的には、私企業である金融機関の自主的な判断を尊重すべきと考えます。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>経営管理に関する着眼点では、金融検査マニュアルと同様、小さな金融機関が大きな経営管理組織を作ることを求めるような監督プロセスは避けて頂きたい。従って、監督指針案「 - 1 - 1 」にある「他金融機関との比較分析」においては、序列的な比較分析ではなく、資産規模やリスク特性等が類似した金融機関グループを比較対象としていくことが妥当。</p> <p>また、この比較分析を行うに当たり計数比較にとどまらず、非財務の観点で優れている地域金融機関との比較分析も行うことが望ましい。 (全国信用金庫協会)</p>	<p>経営管理については、金融機関の規模のほかに経営方針、経営戦略、リスクの特性等により異なるものと認識しており、こうした点を踏まえつつその有効性の検証を行い、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮して参ります。</p> <p>なお、優れた事例の分析・検証については、ご指摘も踏まえつつ、監督行政に生かせるよう検討したいと考えます。</p>

- 2 財務の健全性等

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>各種リスク管理体制がフレームづくりだけになっていないか。リスク管理体制について方針、体制、実現性、結果、評価という流れが十分に機能しているかというオンサイト、オフサイト共々のモニタリングが期待される。(個人)</p>	<p>各種リスク管理のモニタリングにあたっては、その実効性についても検証しているところ です。</p>

- 3 業務の適切性

- 3 - 1 法令等遵守

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>金融機関におけるコンプライアンスへの取り組みを促進するため、また、金融機関の自浄努力を促すためにも、金融機関自ら不祥事件を法令、行内ルール等に従い当局に適時・適切に報告した場合には、不祥事件が経営に重大な影響を与える等特別な場合を除き、業務改善命令の発出等において斟酌されることを明示してはかがか。(個人・監査法人勤務)</p>	<p>業務改善命令の発出は、当該事件が金融機関の経営に与える影響や、金融機関からの適時・適切な報告の有無を含めた内部管理態勢上の問題がないかどうかを精査の上、総合的に判断することとしております。</p>

- 3 - 2 事務リスク

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>事務リスクについて危惧されるのは、いわば部署専門家、メーカーまかせである。コンピューター用語を駆使した部門担当者には極めて鷹揚、知ったかぶりがトップの平均的姿だとしたら事務リスクは経営のアキレス腱となる。共同化、業者依存はリスクの分散というより責任転嫁体制になりかねないということも考えなければならぬ。(個人)</p>	<p>御指摘のとおりリスクが考えられることから、本監督指針の「 -3-3 システムリスク、及び -3-4-5 銀行の事務の外部委託」において、銀行が事務やシステムにかかる外部委託を行なう際のリスクに関する主な着眼点、監督手法・対応等を規定しております。</p>

- 3 - 3 システムリスク

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>システムリスク・危機管理体制関連 「 -3-3-2(2)、(7) 」(29 頁、30 頁)、「 -3-5-2(2) 」(51 頁) これらの3項目において、「客観的な水準が判定できるもの」との記載があるが、これはたとえば「金融情報システムセンター」の各種指針等に準拠したものであると客観的に判断できるものという趣旨と解してよいか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>「 -3-5-2(2) 」(51 頁)では「～設計されていることが望ましい」との表現になっている。「 -3-3-2(2)、(7) 」(29 頁、30 頁)についても「望ましい」としてはどうか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>御指摘のとおり記述になってはいますが、既に、金融検査マニュアルのシステムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストにより検査を受けており、 -3-3-2(2)については、同マニュアルと表現の平仄をとったものです。また、システムリスク管理態勢は重要であることから、コメントのように「望ましい」と修正することは適当ではないと考えます。(7) についても同様です。</p>
<p>「 -3-3-3(2) 」(31 頁)では「必要に応じ」との前提が付されている。 においても同様の取扱いとしてはどうか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>-3-3-3(2) は、現行事務ガイドラインに規定があり、監督指針においても内容に変更はありません。また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、「定期的に」報告を求めるとしており、コメントのように「必要に応じ」と修正することは適当ではないと考えます。</p>
<p>事務リスクというべきか、投資リスクというべきか見逃しがちなのが投資効果リスクではな</p>	<p>御指摘のようなリスクが存在しており、通常、銀行において、情報システム投資に対す</p>

<p>いか。共同システム、新システム導入等が真に中小・地域金融機関にとって効率的、効果的であったのかという検証が希薄になっているのではないか。決して小さくない投資が経費と利益にどう関わっているかという検証、監督体制も大切かと思う。(個人)</p>	<p>る効果等について把握すべき項目と考えます。当該項目は、システム監査等の項目に含まれていると理解しており、監督指針において -3-3-2(4)システム監査や監査結果の報告等について規定しています。</p>
---	--

- 3 - 4 顧客保護等

- 3 - 4 - 1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「こうした過程における借り手企業の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断について」とあるが、担保物件を売買する場合の買主等との関係、第三者担保提供の場合の第三者との関係で、トラブルとなる可能性は否定できない。</p> <p>このため、「担保提供」の前に「また必要に応じて」を追加すべきである。(全国銀行協会)</p>	<p>金融機関は、担保提供を受けた資産の評価に関し、与信供与後に行う判断についても、借り手企業との共通理解を得ることを目的とした説明を行うべきであり、当該説明の要否を金融機関の判断に委ねることは適当ではないと考えます。なお、借り手企業への説明に際しては、当然のことながら、当該評価の性質についても誤解なきよう借り手企業に説明する必要があります。</p>
<p>「担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断について、(中略)説明態勢が整備されているか。」とあるが、「担保提供」の前に「また必要に応じて」等の文言を追加すべきである。担保物件を売買する場合の買主(または代理人である不動産業者)との関係、第三者担保提供の場合の第三者との関係で、トラブルとなる可能性があるため、「一律の対応」ではなく、「必要に応じた対応」とすべきである。(全国地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>
<p>「保証人の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、債務者の借入残高・返済状況について情報を提供する」とあるが、「返済状況」については一律に情報提供を義務づけず、柔軟に対応できることとして頂きたい。</p> <p>債務者の延滞情報まで開示すると、例えば保証人がその情報を漏えいした場合、債務者の信用が悪化し倒産に至る可能性があり、こうした場合には、金融機関に対する損害賠償請求に繋</p>	<p>当庁の「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」報告書(15年7月16日)において「判例上、経営に実質的に関与していない第三者を包括根保証人とする場合においては、保証人が主債務者の財務状況や貸付の状況を当然には知り得る立場にないことから、保証人の責任を制限する判例が数多く見られる」と指摘されたこと等を受け、包括根保証人に対する保証契約の内容の説明が必要であると</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>がることもあり得る。特に、債務者と保証人に取引関係がある場合や互いに同業者である場合は、留意を要すると考える。(全国地方銀行協会)</p>	<p>の観点から当該規定を設けています。なお、保証人に対する情報提供の必要性と守秘義務との関係については、事案に応じ慎重な検討を要しますが、包括根保証の場合には、借入残高・返済状況が保証債務の内容の説明として必要なものであることから、特にその情報提供に関する態勢整備をポイントとして挙げたものです。従って、保証人からの要請があるにも関わらず、保証人に対する情報提供の要否を金融機関の判断に委ねることは不適切であると考えます。</p>
<p>「取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引、手形貸付」については、「申込み書(控え)」または「計算書」の交付も「契約条件の書面化等」に含まれると解してよいか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>顧客がいつでも契約条件を確認できるものとなっていけば差し支えありません。</p>

- 3 - 5 危機管理体制

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>危機の発生原因毎に個別の状況を想定した危機管理マニュアルを整備することは、実務的に不可能であり、また過度なマニュアル整備を要請することにつながりかねない。</p> <p>かつ、危機管理体制の整備については、危機の定義も含め、画一的な取り扱いを金融機関に求めるのではなく、各金融機関の業務の実態等を踏まえた自主的な取組みを最大限尊重して頂きたい。</p> <p>以上により、危機管理体制の整備については、自然災害、事故、風評、対企業犯罪等によってもたらされる具体的な事象(例えば、店舗の倒壊、各種システムの機能停止、風評による預金流出等)に対して実施することも認めるべきである。(全国銀行協会)</p>	<p>監督指針においては、(参考)として例示した想定される危機毎に、危機管理マニュアルの策定や定期的な点検・訓練を求めている訳ではありません。</p> <p>金融監督に関する基本的な考え方にも述べているとおり、金融監督に当たっては、各金融機関の業務の実態等を踏まえた自主的な努力を尊重するよう配慮して参ります。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>- 3 - 5 - 1 意義において、「・・・なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。」とあるが、今後、新たに本監督指針とは別に当該留意点が示されると理解してよいか。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>風評に関する危機管理体制は - 3 - 5 - 5 に、システムリスクに関するコンティンジェンシープランは - 3 - 3 - 2 の(7)に規定しているとの趣旨です。</p>
<p>- 3 - 5 - 2 平時における対応(2)主な着眼点 において「・・・なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。」とあり、想定される危機の事例が参考として掲げられている。ここに記されている「客観的な水準が判定されるもの」とは、具体的にどのようなものを考えられているのかお示し頂きたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>例えば、業界団体に策定したひな型についても参考になると考えます。</p>
<p>本項目のなかに、監督当局としての危機管理及び情報管理にかかる着眼点の記載を期待する。当局の危機管理体制等と当該地域金融機関での危機管理体制とが相俟って十分な対応ができるものとする。(全国信用金庫協会)</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

- 4 地域貢献

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「地域貢献が地域銀行の収益力や財務の健全性に与える影響」は、定義が曖昧な面もあり、分かりにくい。</p> <p>地方銀行における地域貢献は、本業である銀行業務、なかでも貸出を通じて行うのが本来のあり方であり、信用リスク管理を主とする記載に変えてもよいのではないかと。(全国地方銀行協会)</p>	<p>仮に、地域貢献について、一定の定義を設けた場合、それにより却って金融機関の自主的な取組みを阻害し、画一的な対応を招きかねないことから、定義を設けることは適当ではないと考えます。なお、地域貢献に関する基本的な考え方については、監督指針の中に明確化されておりますので、そちらも御参照ください。</p>
<p>「地域へのコミットメントコストの水準」とあるが、コミットメントコストに適正な水準があるわけではないことから、文意からすると「地域へのコミットメントコスト」とすべきである。</p>	<p>コミットメントコストそのものが問題ではないため、貴見のような修正を行うことは文意からすると適当ではないと考えます。なお、コミットメントコストの水準については、文</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
(第二地方銀行協会)	意からも明らかなように、当局として一律に特定の水準を念頭に置いているものではありません。
<p>監督当局の対象となる地域貢献が預貸業務を通じた地域貢献ということであれば、「 - 2 財務の健全性等」や「 - 5 中小企業金融の再生の促進」で十分であると考えます。</p> <p>また、地域貢献評価軸を地域金融機関の持続可能性評価軸とするならば、「 - 5 中小企業金融の再生の促進」による評価軸で、信用金庫と中小企業とが、それぞれの役割を果たしながらともに利益を分かち合える構図になっているかどうかを評価することで十分ではないかと考える。</p> <p>なお、この場合、注意書きにあるCSRにかかる監督上の着眼点については重複するので、不要であると考えます。(全国信用金庫協会)</p>	<p>監督当局として関心を有しているのは、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響であり、文化的・社会的貢献それ自体については監督当局としての評価の対象とはなりません。</p> <p>監督当局としては、他の監督上の評価項目と併せ地域貢献についても着目することにより、「多面的な」評価を行うこととしており、こうした観点から監督指針の策定に至ったところです。</p> <p>したがって、CSRに係る着眼点についても、上記の考え方に基づき、監督指針に記載することが適当と考えます。</p>
<p>コミットメントコストというのは、「社会的使命」を実現するにあたっての必要経費という意味でも用いられることから、決して監督指針案で説明しているような、「悪いコスト」という意味だけではない。場合によっては、社会的使命の優位性が顧客満足度を高め、コストではなくベネフィットにあたる場合もあると考えます。</p> <p>このように多様な意味でとらえられる可能性がある概念を監督指針案に織り込むことは適切ではないと考える。むしろ、監督上の着眼点としては、注意書きにあるような記述で十分であると考えます。(全国信用金庫協会)</p>	<p>監督指針においても、コミットメントコストそのものを問題としているわけではないことは文意より明らかであり、貴見のような考え方も踏まえ、地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響について、的確な分析を行うための収益管理態勢の整備を求めているところです。</p>
<p>- 4 - 2 - 2 地域貢献についての情報開示等(2)において「地域貢献に関する取組みに係る利用者の評価を地域銀行の業務に適切に反映させるための態勢の整備が図られているか。」とありますが、利用者の評価をどのように測るのが基準となるようなものがあればお示し頂きたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>仮に、一定の基準を示した場合、それにより却って金融機関の自主的な取組みを阻害し、画一的な対応を招きかねないことから、基準を示すことは適当ではないと考えます。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>- 4 - 2 - 3 地域貢献が地域銀行の収益力や財務の健全性に与える影響（１）の（注）において「具体的には、例えば、管理会計の活用のほか、取引先企業に対する経営改善支援の実績等、自らの営業地域における収益状況についての確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか。また、その分析結果等も踏まえ、地域貢献に関する取組みの具体的効果についての確な検証が行われているか。」とあるが、的確な検証について、具体的にどの程度の水準のものをイメージしておられるのかお示し頂きたい。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>同上</p>

- 5 中小企業金融の再生の促進

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>当該項目については、主な着眼点のなかに「創業・新事業支援機能等の強化」もあることから、標題は、「中小企業金融の機能強化に向けた取組み」としたほうが適切である。（全国信用金庫協会）</p>	<p>アクションプログラムでは、「創業・新事業支援機能等の強化」を「中小企業金融の再生に向けた取組み」の中の一施策として位置付けているものであり、監督指針の策定に当たり、その位置付けを変更するものではないことから、表題を変更することは適当ではありません。</p>
<p>- 5 - 2 主な着眼点（３）早期事業再生に向けた取組みにおいて「例えば、・・・デット・エクイティ・スワップやデット・デット・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用」等例示されている。アクションプログラム」に基づき、各信用組合も策定した機能強化計画を財務局に提出し、鋭意取り組んでいるが、項目によっては、その後、さらに検討・研究した結果、私どもの主取引先である中小零細事業者に適用することが難しいという経営判断に至ったものもあり得る。については、本監督指針の適用に際しては、その辺の事情を斟酌するよう要望する。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>「 - 5 中小企業金融の再生の促進」については、各金融機関がそれぞれ策定した機能強化計画に沿ってその推進態勢をフォローアップすることとしていますが、その際、施策の検討状況等、計画策定後の事情も踏まえ、推進態勢を検証することが適当と考えます。</p>
<p>改正中小公庫法に基づき本年7月から中小公庫が民間金融機関の証券化を支援する業務を開</p>	<p>貴見等も踏まえ、以下のとおり修文します。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>始する。また、既に、商工中金や政投銀においても、証券化支援業務を実施しているところ。このような政府系金融機関による証券化支援業務は、金融機関単独では実行が難しい証券化を、政府系金融機関の支援により取組みやすくするものであり、指針案の中に示されている「証券化等に関する取組み」を進めるためにも、支援制度を積極的に利用することが望ましい。</p> <p>このため「 - 5 - 2 - (4)新しい中小企業金融への取組みの強化」の例示において、「(中小公庫等による証券化支援スキームへの参加)」を新たに加えられたい。(経済産業省)</p>	<p>- 5 - 2 主な着眼点 (4)新しい中小企業金融への取組みの強化 (修文前) ・証券化等に関する積極的な取組み (修文後) ・証券化等に関する積極的な取組み(政府系金融機関等による証券化支援スキームへの参加を含む)</p>
<p>一部の金融機関が決算書類の精度が高い中小企業に対して担保や個人保証を免除する融資の取扱いを開始しているが、このような取組みは、過度な不動産担保や人的保証に依存した融資慣行から脱却するために重要な取組みである。</p> <p>このような取組みを幅広い中小・地域金融機関の取組みとして拡大していくため、「 - 5 - 2 - (4)新しい中小企業金融への取組みの強化」中の例示において、「決算書類の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備」を新たに加えられたい。(経済産業省)</p>	<p>貴見等も踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>- 5 - 2 主な着眼点 (4)新しい中小企業金融への取組みの強化 (追加) <u>・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みの推進</u></p>

- 1 一般的な事務処理

- 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>監督指針(案)のP62に「 - 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ」が示されているが、情報の収集における情報源の具体例として、「監査法人等外部の第三者による報告書」を追加してはいかがか。最近、金融機関は、会計監査に限らず、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等について、独立した第三者である監査法人等による報告書を入手している場合が多数あるので、効率的・効果的な監督に資する情報源としてはきわめて有用と考える。(個人・監査法人勤務)</p>	<p>現在の監督行政の枠組みでは、監督部局が、監査法人等からの会計監査以外の報告書を当然に入手する状況にはないため、現時点において、情報源の具体例として追加的に特記する必要性は必ずしも高くないと考えます。一般論としては、当局としてご指摘のような情報を入手した場合には、必要に応じ監督上活用を図っていくこととなります。</p>
<p>監督事務の流れとして情報の収集があるが特にオンサイトとして従業員の意識、能力について直接モニタリングするべきと思う。本部方針と顧客との板挟みともなっている現場の支店長クラスへのモニタリングは既に実行されているとは思いますが、更に、広く、場合によっては匿名で経営の姿について率直な意見を求めるべきではないか。(個人)</p>	<p>当局としては、限られた資源の中で最大限の対応を行っていることをご理解願います。また、当局としては、入手したあらゆる情報について、必要に応じ、監督上活用を図ることとしており、有益な情報については、担当部署に提供願います。</p>

- 1 - 1 - 2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>各種ヒアリングの実施時には、銀行側の準備を万全なものとし、ヒアリングをより効果的かつ効率的なものとするため、ヒアリングのテーマや項目等について、その背景、考え方等を事前に示していただくよう要請する。(全国地方銀行協会)</p>	<p>御意見については、可能な限り、ヒアリングのテーマやその考え方についてお示しできるよう努めて参ります。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>リスク情報等について報告を求めるに当たっては、金融機関の負担も十分考慮して実施していただきたい。特に、モニタリング様式の変更等をする場合は、十分な準備期間を設けていただきたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>御意見については、オフサイトモニタリングの報告を求める際、十分配慮して参ります。</p>
<p>金融監督の責務の重さは十分理解できるが、会員信用組合からは、当局宛提出する資料の多さを指摘する声も聞かれるため、オンサイト・オフサイトのモニタリング、各種ヒアリングなどの実施に際しては、金融機関の規模や特性にも配慮し、今後も報告や資料提出等について、軽減に努められるよう要望する。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>

- 1 - 7 銀行に関する苦情・情報提供等

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>苦情・相談体制は概して不十分でごく一般的な質問、苦情に対しても構えられて、悪者として対応されたり逃避的になっている。大手銀行は音声対応システムによる対応でややこしいだけに中小・地域金融機関の親身な対応が喜ばれるのではないかと。(個人)</p>	<p>銀行の苦情・相談体制の整備については、-3-4-1「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」において、十分な体制の整備を求めているところであり、検査においても苦情処理態勢等の検証を行っているところです。</p>

- 1 - 7 - 2 貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングをすることとする。」とあるが、この前に「必要に応じ」等の表現を入れるべきではないか。たとえば、「-1-7-3」(78頁)では「信憑性を欠くと認められる場合」との記載があるが、本項目についても同様の取扱いとすべきではないか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報は、銀行の顧客への説明態勢等の内部管理態勢や苦情処理態勢等について広く検査・監督に活用しており、情報が寄せられた全ての銀行に対してヒアリングを行っているところです。</p>
<p>- 1 - 7 - 2 に「貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応」とあるが、これは、同ホットラインで受</p>	<p>「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」は、中小企業など借り手の声を幅広く聞くために設置したものであり、銀行の顧客への説明態</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>け付けた「貸し渋り・貸し剥がし」の情報についての対応と思われるが、「貸し渋り・貸し剥がし」という語は定義が不明確であるため、明確化したほうが良いのではないかと。特に、「オールインワン型の手引書（ - 2 - 3（1））」と位置づけるならば、指針内に「貸し渋り・貸し剥がし」の定義を記載したほうが良いのではないかと。（個人・会社員）</p>	<p>勢等の内部管理態勢や苦情処理態勢等の検証をするなど広く検査・監督に活用するためのものです。これまでも、情報が寄せられた全ての銀行に関して、検査・監督に活用しているところです。</p> <p>なお、金融機関の個々の取引には様々な事情が影響していることから、個々の取引が「貸し渋り・貸し剥がし」に該当するか否かを判断することは困難であり、定義付けることは困難と考えます。</p>

- 2 銀行法等に係る事務処理

- 2 - 2 「その他の付随業務」の取扱い

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「その他の付随業務」として認められているもののうち、ビジネスマッチング業務について、その概要を注意書き等によりお示しいただけると有り難い（他業禁止との兼ね合い、ビジネスマッチング業務としてどの程度のものを想定しているか等）。（琉球銀行）</p>	<p>他業禁止に反することになるかどうかを含め、個別の具体的な業務が「その他の付随業務」として認められるビジネスマッチング業務に該当するか否かについて確認したい場合には、ノーアクションレター制度に基づいて照会願います。</p>

- 2 - 3 預金等の取扱い

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>当該個所は、現在の事務ガイドラインにおいても記述のある部分であるが、「当局は、本預金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとする」とは、どのような趣旨か不明確であるため、当該記述の必要性の有無を含め、内容の明確化を図るべきである。（第二地銀協会）</p>	<p>本規定は受信業務を行う公的機関の金利水準についての協議に関する目線を示したものであり、更なる明確化を図る必要はないと考えます。</p>

- 2 - 6 自己資本比率の計算

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>- 2 - 6 自己資本比率の計算において「・・・及びバーゼル合意の</p>	<p>国際統一基準行の自己資本比率の告示の規定は、バーゼル合意（「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」</p>

<p>趣旨を十分に踏まえ、・・・」とありますが、本件に関して信組業界は、告示ベースのみの規制となっています。ついては、「バーゼル合意の趣旨」を具体的にお示しいただきたい。 (全国信用組合中央協会)</p>	<p>(バーゼル銀行監督委員会1988年7月)等を踏まえたものとなっています。</p> <p>他方、国内基準行の自己資本比率についての告示の規定は、国際統一基準行と同一のリスクウェイトを採用するなど、国際統一基準行を参照した規定になっています。</p> <p>このため、国内基準行であっても、自己資本比率の計算において関連するバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえて自己資本比率を正確に計算する必要があると考えます。</p> <p>(1988年のバーゼル合意については下記参照。 http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bj_20010112_1.html)</p>
--	---

- 2 - 9 説明書類の作成・縦覧等

- 2 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>- 2 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示 貸出条件緩和債権について(P114)口において「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、・・・該当しないことに留意する。」とあるが、債務者の経営状況の改善はないものの、貸出金の約定弁済が進んだことにより担保カバー率(担保価値/貸出金額)が上昇し、結果として信用リスクが減少して基準金利以上の利回りの確保が見込まれる場合は、「経営状況の改善」がないことにより引き続き貸出条件緩和債権に該当するのか、あるいは「信用リスクの減少」により該当しないのか。(琉球銀行)</p>	<p>「信用リスクの減少」により基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている場合には、貸出条件緩和債権に該当しないと考えて差し支えありません。</p>
<p>- 2 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示 貸出条件緩和債権について(P114)口において「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、・・・該当しないことに留意する。(下線は引用者)」とあるが、債務者の経営状況の改善はないものの、貸出金の約定弁済が進んだことにより、貸出期日までの期間(残存期間)が短縮されることに</p>	<p>信用リスク等の算定、判断の方法は、各金融機関において、それぞれ開発・研鑽すべきものと考えられるが、返済期間の長短により、「基準金利」は異なるものとして差し支えありません。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>よる「信用リスクの減少」により、基準金利水準は貸出条件変更時のものと変わる(低下する)のかどうか。(琉球銀行)</p>	

- 3 行政指導等を行う際の留意点等

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、『不利益な取り扱い』に当たる場合があることに留意する」とあるが、このような事実を公表した場合には、相手方に対する社会的制裁として機能する可能性が高い。また、そもそも、銀行法第 24 条、第 26 条に基づく処分が可能であるにも関わらず、金融行政によって知り得た情報を、法律の根拠なく公表すること自体考えにくい。</p> <p>このような観点から「行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することについては、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能し、『不利益な取り扱い』となる可能性が高いことに留意する」と修正すべきである。(全国銀行協会)</p>	<p>行政指導に従わない事実を法律上の根拠なく公表する場合に、必ずしも経済的な損失を与えるなど社会的制裁として機能し、また、不利益な取扱いとなる可能性が高いとまでは言えないと考えます。</p>
<p>「-3-1(2)」の 1 つめの「・」(123 頁) および「-3-1(3)ロ」(124 頁)は、それぞれ「申請に関連する行政指導」、「許認可等に関連する行政指導」に限られる事項ではないため、「-3-1(1)」の一般原則に含めるべきではないか。(全国地方銀行協会)</p>	<p>貴意見にありますように、「-3-1(2)」の 1 つめの「・」(125 頁) 及び「-3-1(3)ロ」(126 頁)の趣旨は、それぞれ「申請に関連する行政指導」、「許認可等に関連する行政指導」に限られる事項ではありませんが、特に注意を喚起する趣旨から行政手続法の条文に沿って各論に記載したものです。「-3-1(2)」の 1 つめの「・」(125 頁) 及び「-3-1(3)ロ」(126 頁)の趣旨は、一般原則における「あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか」(125 頁)という文面に含まれています。</p>

協同組織金融機関

- 1 協同組織金融機関における共通事項

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>協同組織金融機関は地域銀行以上にガバナンスが重要と思う。金融機関別の格差も大きいとはいえ自己資本（出資金）の充実についても協同組織ということで悩ましさがある。全体的にみれば不良債権も早期解消不可能と言わざるを得ない。そして、規模の拡大がコミュニティバンクとして正しい方向なのか、オーバーバンキングといわれている金融機関ではあるが金融再編は地域零細企業との共生にどう影響していくのか難しい問題かと思う。（個人）</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>協同組織金融機関を銀行と読み替える検査・監督は相当に困難なのではないか。協同組織金融機関は地域によっては大きなシェアを保持している。特に、二極化しつつある地域経済の中で`劣化しつつある地域での存在感が強い`ということである。したがって、将来的には中小・地域金融機関については業態別という仕分けを超えて地域銀行、協同組織金融機関を広く捉えた地域をキーとした再編を強く推し進めるべきかとも思う。（個人）</p>	<p>同上</p>

- 1 - 3 システム障害発生時等における留意点

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該共同センターを共同して設立した協同組織金融機関の幹事金融機関に対しても同席等を求める」とある。しかし、共同センターは、地区協会の一部署というところもあれば、地区の信用金庫の事業協同組合として設立されたところもあり、必ずしも監督指針案にあるような記述があてはまらない場合もある。</p> <p>また、幹事金融機関（定義が明確でない）があったとしても、共同事務センターに起因した障害にあたっては、地区全体の対応も必要となることから、ケースによっては地区信用金庫協</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。（修文前）</p> <p>なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、<u>当該共同センターを共同して設立した協同組織金融機関の幹事金融機関</u>に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。</p> <p>（修文後）</p> <p>なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、<u>必要に応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等</u>に対しても同席を求</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
会の同席も含めたほうが、監督目的に沿った対応ができるものとする。(全国信用金庫協会)	めるよう努めるものとする。

- 4 労働金庫及び労働金庫連合会関係

コメントの概要	コメントに関する考え方
信用金庫及び信用組合と同様の規定を設け、臨時や無人の設備等については労働金庫法上の従たる事務所には含まれず、定款への記載等も不要な旨、「事務所」関係の規定を明記頂きたい。(全国労働金庫協会)	御意見を踏まえ、「事務所」関係の規定を明記します。 (以下を追加) - 4 - 3 労働金庫の事務所関係 <u>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、労働金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</u>

【その他】

コメントの概要
今回の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の導入によって、金融機関においては、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に位置づけられた項目の実施など、中小企業金融の円滑化や新しい手法に積極的に取り組むことが期待される。更に、中小企業の再生と地域経済の活性化に貢献するため、産業金融機能強化策に位置づけられた諸施策を踏まえ、売掛債権担保融資保証制度を含め、債権・動産等の不動産以外の事業資産の積極的な活用など、産業金融機能の多様化に向けた取組みを実施していくことが期待される。(経済産業省)